

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業

委託業務に係る企画提案募集要領

1 趣 旨

「えひめの食」広報プロモーション事業の実施にあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要であることから、最も創造力や技術力、経済性、経験等に優れた事業者に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案）方式で実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名
平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務
- (2) 委託契約
契約締結日～平成32年3月31日
- (3) 業務の内容
平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務仕様書のとおり
- (4) 委託上限額
3,430,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

参加者は次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。ただし、複数の法人からなる共同企業体で参加する場合、代表者は全ての要件を満たし、構成員は（3）から（5）までの資格要件を満たすこととする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、平成29、30、31年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 本業務の実施にあたり、えひめ愛フード推進機構及びJA全農えひめとの緊密な連携が可能であること。

4 応募の手続き

(1) 担当窓口

えひめ愛フード推進機構事務局

（愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ）

- ・住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
- ・電話番号 089-912-2541
- ・FAX番号 089-912-2561
- ・E m a i l brand@pref.ehime.lg.jp

(2) 応募の方法

本募集への参加を希望する者は、次の事項に基づき、参加申込書、企画書及び必要書類を提出する。

①参加申込書（様式1）の提出

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参又は郵送とする。

○提出期限：平成31年3月6日（水）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

○その他：

- ・共同企業体で応募する場合、共同企業体の構成員全員分の参加申込書を提出すること。また、共同企業体の代表者及び構成員の役割分担についての資料も提出すること（様式任意）。
- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

②質問票（様式任意）の受付

本公募に係る質問は、質問票（様式任意）により受け付け、平成31年3月8日（金）までに応募者全員にFAXで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参、郵送又はFAXとする。

○提出期限：平成31年3月6日（水）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

③企画提案提出書（様式3）及び見積書の提出

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参又は郵送とする。

○提出期限：平成31年3月12日（火）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

○その他：企画提案は各参加者1案のみとすること。

(3) 企画提案書等の内容

①企画提案書の内容

○企画提案書には、提案業務に関する評価を受けるため、仕様書に基づく具体的な提案事項、業務運営体制、業務責任者とその者の経歴、スケジュールを記載すること。

○企画提案書は、表紙と目次を除きA4判両面・カラーで20ページ以内とすること。

【提出書類】

○企画提案提出書（様式3） 1部

○企画提案書（会社概要、協力を得る予定の業務内容及び事業者に関する内容を含む） 4部

○見積書 4部

○その他参考資料（任意） 4部

②会社概要に関する留意事項

○会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、業務実績表（愛媛県及び他県等で受託した類似の業務実績）を記入すること。

③見積書に関する留意事項

○見積書の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む金額とする。

○見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ

詳細に記載すること。

○見積額は、「2（4）委託上限額」に定める額以内となるよう計上すること。

（4）提出書類の著作権、情報公開

ア 応募者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、応募者に帰属する。ただし、えひめ愛フード推進機構は、応募結果の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て応募者の責任と費用負担で対応する。

エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

オ 選定された者は、実施内容に係る協議を求められた場合はそれに応じること。

カ 申請書類は、情報公開により開示することがある。

（5）応募にあたっての留意事項

ア 提出期限後の申請書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。ただし、えひめ愛フード推進機構から、内容不明点についての回答や追加資料の提出をお願いすることがある。

5 審査の方法及び選定

（1）審査方法

えひめ愛フード推進機構が設置する選定審査会（原則、書類審査とする）において、提出された企画書等を審査基準に基づき総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一の者を契約予定者として選定する。

（2）審査基準

提案内容（県産農畜産物の認知度向上につながるか、購買意欲を高める企画か、インパクトを与えられるか 等）、効果（複数の広報媒体の活用により幅広い波及効果が見込まれるか）、経費（見積額が現実的、効果的かつ具体的か）等を総合的に審査する。

（3）審査結果の通知

応募者全員に、採否の結果と採択者名を書面で通知する。

（4）審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外する。

ア 企画提案書類に虚偽又は不正があった場合

イ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

エ 企画内容が仕様書の要件に満たない場合

オ その他不正な行為があった場合

6 個人情報の取扱い

○本事業を実施する者には、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第14条、第49条及び第50条の規定により、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについて、愛媛県職員と同様の義務が課せられる。

○上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。

(様式1)

参加申込書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住所

法人名

代表者職氏名

印

担当部署

担当者職氏名

電話・FAX番号

Email

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務に係る企画提案募集要領に基づく企画提案募集に参加いたします。

また、同要領に定める「参加資格」に掲げる要件を全て満たすことを誓約します（共同企業体として参加する場合、構成員は、同要領に定める「参加資格」に掲げる（3）から（5）に係る要件を満たすことを誓約します）。

※共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成

(様式2)

辞 退 届

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住所

法人名

代表者職氏名

印

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務に係る企画提案募集要領に係る企画提案応募への参加を、次の理由により辞退します。

(辞退理由)

※共同企業体の場合は、代表者が作成

(様式3)

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業
企画提案提出書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

担当部署
担当者職氏名
電話・FAX番号
Email

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務に係る企画提案募集要領に基づく企画提案応募書類を、下記のとおり各4部提出します。

記

- 1 企画提案書
- 2 見積書
- 3 会社概要
- 4 その他参考資料

平成 31 年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務に係る仕様書

1 趣 旨

えひめ愛フード推進機構は J A 全農えひめと連携し、県産農畜産物の消費拡大と販路開拓を推進していくための各種取り組みを実施しており、その一つとして、平成 24 年度から「えひめの食」に関する TV 番組の実施を通じて、県内における地産地消意識の向上を図るとともに、消費者に対して県産農畜産物を積極的に P R している。

平成 31 年度は、月刊情報誌をはじめ SNS 等の複数の広報媒体を効果的に活用するクロスメディア手法を用いて、県産農畜産物の消費拡大と販路開拓を図るプロモーション活動を実施する。

2 概 要

(1) 実施内容

地産地消意識の向上を図り、愛媛県産農畜産物及びその加工品の P R 及び消費拡大に寄与する月刊情報誌等への記事広告に関する企画、制作を一括して行う。

(2) 実施時期 契約締結の日～平成 32 年 3 月 31 日までの間

(3) 留意点

①月刊情報誌への記事広告の掲載に当たっては次の点に留意すること。

- ・想定する購読対象者：愛媛県内在住の 30～40 代の子供がいる世代
- ・掲載方法：購読者の目を引きやすいページに、カラーで定期的に掲載する。その際、「愛媛産には、愛がある」及び「えひめの食」のロゴを使用すること。
- ・掲載内容：旬の愛媛県産農畜産物（米、麦、野菜、果樹、畜産物等）や加工品、また、生産者の思いや産地の背景などの情報をわかりやすく消費者に伝えることで愛媛県産品のファンをつくり、消費拡大を図る内容とする。
また、各号に、各種イベント情報等の P R 枠とプレゼント（年間 10 万円相当）の告知枠を設けること。
※各種イベント及びプレゼントに関する情報は、委託者及び J A 全農えひめから提供する。
※プレゼントの買取から応募受付、抽選、発送に係る業務を含む。
- ・掲載分量：原則として、平成 31 年 5 月から平成 32 年 3 月発行までの間、毎月 1 回 1 ページ以上に掲載する。
- ・その他：記事の構成、企画立案に関して、委託者及び J A 全農えひめと密接に連携のうえ、原則として現地取材（写真撮影含む）を実施したうえで記事を制作すること。

②その他

- ・月刊情報誌に掲載する情報等について、SNS やアプリなどの複数の関連媒体を効果的に付加すること。
- ・企画立案や内容に関して、委託者及び J A 全農えひめと事前に相談したうえで実施すること。

3 事業実施主体（委託者）

えひめ愛フード推進機構（愛媛県内の事業者に対して業務を委託）

4 その他の留意事項

本業務により制作、掲載した記事の著作権は、委託事業者に帰属する。

ただし、えひめ愛フード推進機構及びJ A全農えひめによるコンテンツ（可能な部分のみ）の利用について、ホームページでの掲載や、地産地消意識の促進や食育の推進を目的とするイベント等での利用など、営利を目的としない場での二次的利用は、これを可とする。なお、二次利用可能期間は、契約期間及び契約終了後1年間とする。

また、掲載月刊誌を取材協力者、委託者及びJ A全農えひめに配布すること。

委 託 契 約 書 (案)

えひめ愛フード推進機構(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業(以下「委託事業」という。)を別添平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務に係る仕様書(以下「仕様書」という。)により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円)を支払う。ただし、第11条の規定に基づく収支決算の支出合計額がこの額を下回る場合は、収支決算の支出合計額を支払う。

(委託の期間)

第3条 乙は、本契約の締結日から平成32年3月31日までの間に委託事業を行うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、次の各号の事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の一部を中止し、又は変更しようとする場合
- (2) 収支予算書の経費内訳に記載された消費税額及び地方消費税の影響額を除く経費区分相互間で、いずれか低い額の20%を超える額を流用しようとする場合

(事業の中止又は廃止)

第9条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、甲の指示を受けなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して委託事業の処理状況について実地に調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第11条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第5号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第6号)により請求するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 第4条に定める委託期間内に委託事業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 委託事業の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

平成 3 1 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目 4 番地 2
えひめ愛フード推進機構
会 長 中 村 時 広

乙

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業計画書

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書
- 5 その他

様式第2号（第8条関係）

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業変更計画書

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間
- 4 事業の実施場所
- 5 収支予算書
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

様式第3号（第9条関係）

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で締結した平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止期間）

様式第4号（第11条関係）

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業実績報告書

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成31年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の結果
- 5 収支決算書
- 6 その他

様式第 5 号（第 12 条関係）

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

平成 31 年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託料精算払請求書

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成 31 年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業に係る委託料について、委託契約書第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

様式第 6 号 (第 13 条関係)

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

平成 31 年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託料前金払請求書

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成 31 年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業に係る委託料について、委託契約書第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。